

田原中学校 いじめ対策について

◎方針：「いじめ」という「行為」は、どんな理由があっても許さないという毅然とした態度で、予防、防止、対応につとめる。

1. いじめの定義

いじめとは、子ども（児童生徒）が、ある子どもを心理的、物理的に攻撃することで、心や体が傷つくことである。
 苦しい思いをすることも含む。インターネットによるものもいじめとなる。重い、軽いに関わらず、被害側が「苦しい・傷ついた」と思えばいじめとなる。

H18年の定義の変更、H25年のいじめ防止対策推進法により、いじめの捉え方が変わっています。「継続的」という文言がなくなり、単発で「いやな思いをした」という案件もいじめになります。積極的な認知が求められ、インターネット、SNS上でのいじめも、学校として対応するということになっています。

2. いじめの状況

(1)いじめの認知件数（中学校）

	いじめ認知件数	重大事態
全国（R6）	約13万件	約1400件

現在は、認知件数が多い = 積極的に認知している という考え方で多いことは悪いことではないと捉えています。

(2)いじめの種類（以下の分類で教育委員会に報告します）

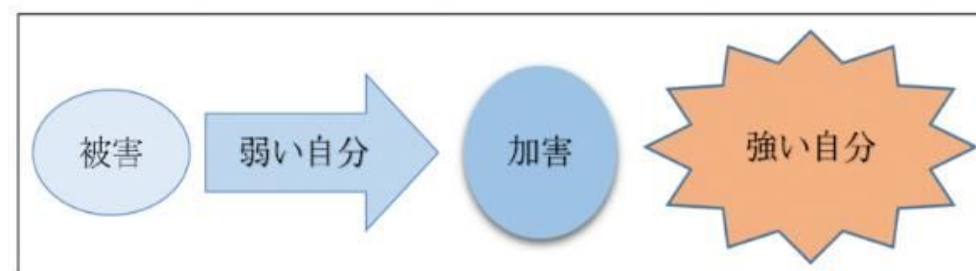
- A. 冷やかしかからかい、悪口やおどし、嫌なことを言われる
- B. 仲間はずれ、集団による無視
- C. 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる
- D. ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- E. 金品をたかられる
- F. 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- G. 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる
- H. インターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる

3. いじめが起こる背景と構造

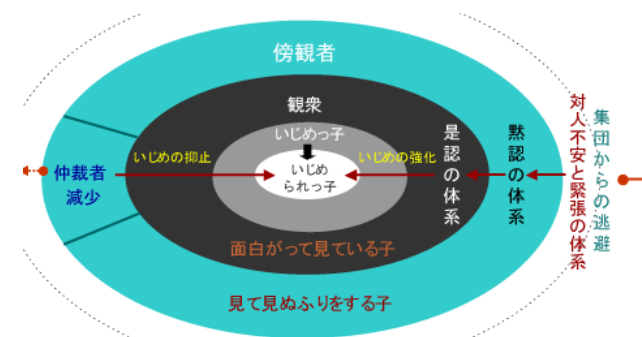
(1)背景1：過去に受けた被害体験から、攻撃性に転じる



(2)背景2：被害を受けた「弱い自分」を、「強い自分」になるため



(3)構造：特に観衆、傍観者がいじめを肯定・助長をする



4. 学校におけるいじめ予防（時期に関しては要検討）

(1)予防的取り組み

【学校、家庭、子どもが一緒に取り組む体制の構築】

①計画的にいじめ被害者の気持ちを考える時間を作る

全校集会を使っていじめについての話。

年間計画に沿って実施する。

②子どもが家庭と相談して考える機会を発信する

親子で向き合い、考える時間を作ることで、いじめ防止の意識を高める。

③いじめをテーマとした道徳授業の実施

各学年において、最低年に1回行う

④スクールロイヤー等によるいじめ予防の授業の実施

1年生を対象に行う

⑤生徒指導部によるいじめ防止授業の実施

1年生、または2年生対象に行う（状況を見て実施）

⑥他者との関わりを持てる集団を形成。

班活動を意識しながら集団づくりを行っていく。

(2)早期発見

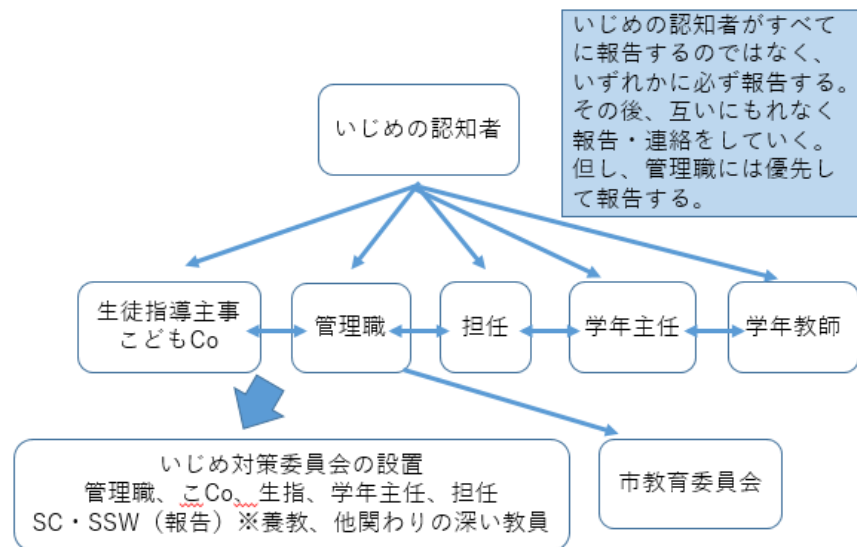
学期に1回の生活アンケート実施、個人面談の実施

上記に限らず、生徒からの情報、保護者からの情報提供があった場合は、必ず迅速に対応をする。提供者にはその後の報告もする。

教師も気になる言動があったときに、聞き流さず報告する。

5. 事案への組織的な対応

(1)報告、連絡、相談の徹底



(2)いじめ対策委員会の設置

事案の大小を問わず、必ず設置する。参加者は状況によってかわるが、情報共有を必ず行う。

（小生指・情報共有の場をそれとみなす）

6. 被害者の心のケアと加害者の心に踏み込んだ指導

いじめ対応のゴールは「被害者が心の傷を癒していける状態を作り、加害者がいじめをしなくなる状態を維持すること」である。

中身の伴わない「謝罪」や、大人が理想として「仲直り」へ強引に方向づけることは、逆効果になる可能性が高い。

(1)被害者の心のケアは、具体的な計画と見通しをもって行う

- ① 心に寄り添い、時間をかけて話を聴く
- ② 定期的に話を聴く。終わりを決め、段階的に頻度を減らす。
- ③ 保護者連絡を定期化し、終わりと頻度を決める。

(2)加害者へは『行為』は許さないが、『人としての成長』は支援する」という姿勢で対応する。

(3)いじめ解消の目安とされる3カ月後に、本人、家庭に連絡する。

① 加害者の自覚の確認

加害者の意識には大きく分けて3種類ある。

- 「加害の自覚があり、反省している」
→静かに叱り謝罪を促す
- 「加害の自覚があるが、言い訳をする」
→話を聴いた上で、自覚を促す。
場合によっては厳しく叱る
- 「加害の自覚がなく、正当化する」
→長い時間をかけて話を聴く。
段階的に反省を促す。

② 言い分を丁寧に聴く。反省を促し、謝罪するところまで指導。

③ 謝罪後も、定期的に話を聴く。終わりを決め、段階的に頻度を減らす。

④ 保護者連絡を定期化し、終わりと頻度を決める。（被害よりは少ない頻度で行う。）

7. ホームページによる情報の発信

以上の内容についてホームページで発信していく。